

告示

埼玉県告示第千百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 はちす診療所	所沢市くすのき台三―一八―二マルナカビル壺番館二階D	平成三十年八月三十一日
東松山在宅診療所	東松山市箭弓町三―二〇―一 ○箭弓町本田店舗一階	平成三十年八月三十一日
医療法人社団 康寧会 立川歯科医院 上尾診療所	上尾市平塚字松原二五一八―一マルエツ上尾平塚店内	平成三十年八月三十一日
ひがし薬局	久喜市久喜東二―一七―二	平成三十年八月三十一日
ふれあい薬局 蕨店	蕨市中央五―一九―一六プレミールJIN二〇―一	平成三十年八月三十一日
あかつき薬局	狭山市加佐志三八五―六	平成三十年八月三十一日
さくら訪問看護ステーション	朝霞市本町一―三四―一ボンビラージュ五〇五	平成三十年十月三十一日